

憲法第二十七條の一解釈

河村, 又介
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/14423>

出版情報 : 法政研究. 11 (1), pp.61-77, 1941-01. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

憲法第二十七條の一解釋

河 村 又 介

日本臣民へ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ爲必要ナル處分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

○

憲法第二十七條の規定は右の通りであるが、これは憲法の中でも解釋の最も困難な條項の一であり、従つてこれに關しては異説が甚だ多い。此の條項全體の解釋を爲すには先づその中の「所有權」「不可侵」「公益」「處分」等個々の用語の意義を明確にする必要がある譯であるが、是等の用語は何れも全文の精神を基礎として解釋されねばならず、従つて相互に密接な關聯を有つてゐるのであるから、爰には先づ此の條項全體に亘つての二三の代表的學説を檢討することから事を始めよう。

云ふ迄もなく本條の核心は所有權不可侵の原則を明かにしたことにある。そして憲法第二章の臣民權利義務の規定が凡てさうであるやうに、本條も亦國家權力と臣民との關係の規律であり、従つて國家權力を以て臣民の所

有權を侵すべからざることを規定したものである。然しながら國家權力には種々の發動形式がある。それ等種々の國家權力の中の何れを制限することを本條は目的とするものであらうか？ 立法權か、司法權か、行政權か？ 行政權の中でも、個々の具體的な處分を爲す權に對する制限に止まるのか、一般的な命令制定權をも制限するのか？ それとも權力の種類如何を問はず國家權力一般に對する制限なのか？

○

本條を以て原則としては行政部の處分權に對する制限に止まると解釋するのが上杉博士の説である。博士に依れば、所有權は私法上の權利であつて、その本質限界は憲法の自ら定めるものに非ず、之を定めるに法律を要することを憲法が規定するにも非ず、所有權の本質限界は、法律、命令、慣習法に依りて定まり、將來命令を以て所有權を制限すること固より憲法と相觸れるものではない。法規を以て所有權の一般的範圍を定めることを「侵ス」とは云はず、「侵サス」とは、國法に依りて存在する具體的所有權を、法規に依らず、行政上の處分を以て奪取し又はその行使を制限することを爲さすといふ意である。警察上の必要に依つて制限する場合には豫め法律又は命令を以て之れを規定して置くべく、然らずして行政處分を以て突然直接に所有權を奪取しその行使を制限してはならぬといふのが本條の自由權である。之れに對して第二項は、公益事業を施行するが爲めに臣民の所有權を徵收し制限する處分は、命令を以て規定することを得ず、法律に本づかねばならぬことを規定するものである。(1)

上杉博士は最初、本條第一項を警察制限の場合とし、第二項を公益事業の場合としてをられたが、後の著書に於ては、之を補足して先づ軍事上の目的のためにする所有權の收用又は制限を第一項の場合に加へ、^(三)更らに公益の爲め必要な場合以外の處分は法律又は命令を以て之を定め得るものとせられてゐる。^(三)

然し乍ら右の如き説に對しては疑義百出するを禁め得ない。若し博士の説に於けるが如く法律命令を以て所有權の限界を劃することは憲法の關するところではなく、法律命令に本づく一般的制限に依りて爲される處分は所有權を侵すのではないならば、公用徵收その他公益事業のための所有權制限も亦、一般的な法律又は命令に依つて爲される限り、所有權を侵すものではない筈である。憲法は何故に此の場合にのみ法律を要するものとしたのであらうか？博士に従へば、「これは、警察上の處分の場合とは違ひ、其の物が、公共の邪魔になるのではなく、其の物が、公共の爲めに必要なのである。」「この必要は専ら不動産殊に土地に就て生ずる。」「公益の爲めにする處分は、土地に對し、これを他の用に供するのであるから、特に法律を以て定めなければならぬものとしたのである。」「然し例へば鐵の使用を制限し、ステープルファイバーの混織を命じ、米穀の賣渡義務を課するが如きは、その物が公共の邪魔になるが故に爲される警察制限でもなく、事不動産に關するものでもなく、所謂公益事業の用に供せられるものでもなく、又直接には軍事上の目的の爲めに爲される制限でもない。かゝる制限は如何なる法的根據に基いて可能なのであらうか？上杉博士の論理を以てすれば、公益のため必要な處分以外のかゝる制限は凡て、法律の根據を要せず、單に命令を以て爲し得られるといふことになると思はれるが、果してそれでよいであらう

か？

上杉博士は「軍事上の爲めに、所有権を取り上げ又は制限する」ことも警察制限と同様に命令に依つて爲し得るとせられる。然し乍ら土地收用法が本條第二項の最も典型的な場合であることは一般に認められてゐるところである。而して土地收用法は、「公共ノ利益ト爲ルヘキ事業ノ爲土地ヲ收用又ハ使用」し得る事業として「國防其ノ他軍事ニ關スル事業」を掲げてゐる（土地收用法）（二條一號）。本條第一項及第二項の適用範圍に關する博士の説が充分な法的根據を有たないことは之れに照らして觀ても明かであらう。博士の説と土地收用法の規定とを強ひて調和させようとするならば、同じく軍事上の爲めの爲めに爲される所有權制限でも、土地收用の場合は「公益ノ爲必要ナル處分」であるが、動産の制限は「公益ノ爲必要ナル處分」ではないといふ奇異な論理となるであらう。

第二十七條の第一項及第二項の適用範圍に關する上杉博士の具體的説明を姑く措いて、その抽象的論理を追へば、結果は更らに納得し難いものとなる。第二十七條がその全文の構成から觀て、第一項に於て一般に所有權不可侵の原則を宣言し、第二項に於て公益の爲め必要な場合に特に此の原則の例外として之れを緩和するものであることは疑を容れないと思ふ。然るに博士の説の如くであるならば論理は正に逆であつて、公益の爲め必要でない制限は命令を以て爲し得るけれども、公益の爲め必要な處分は法律に基いてでなければ爲し得ないといふ結論となる。

上杉博士は、「本條第一項には、他の自由權を定むる諸條と異り、法律と云ふ文字が無い。」それ故に所有權の奪取制限は「命令を以ても定めることが出来るのである。」と説かれる。けれどもかくては所有權の保護は甚だ薄弱となる。突然に奪取することは出来ないが豫め命令を以て規定して置けば自由に奪取し得るといふのであれば、行政權は、多少の手續の面倒を忍びさへすれば、結局その意の儘に如何なる制限をも爲し得る。我が憲法に謂ふ所有權不可侵の原則とは、かくの如き微弱なる權利であらうか？　これが「財産ノ安全ヲ貴重シ」とある上諭の聖旨に添ふ解釋であらうか？　それは又第二章の定める他の諸々の自由權に比しても餘りに權衡を失するものではあるまいか？

○

第二の説は、憲法第二十七條の規定を以て、行政權及司法權に對する制限を意味するものと爲すことに於ては前掲の説より一步進んでゐるが、而も尙ほ之れを以て立法權に對しては何等の制限を加へるものでないとしてをる。その説に依れば、法律を以て財産權の享有又は行使に就き如何なる制限を設けようとも、それは本條に牴觸するものではない。人民の凡ての權利は法律の下にその效力を有するもので、人民は法律の許容してをる限度に於いてのみその權利を享有することが出来る。隨つて初から法律を以て權利の效力を限定することの適法であることは勿論、既得權として現に人民の享有して居る權利に就いて、法律に依りその效力を制限し又は全く之を無効ならしめたとしても、本條に違反するものではない。如何なる財産權でも立法權に對しては不可侵權を對抗し

得べきものではないのである。之に反して命令を以てしては、原則として、財産権を制限する規定を設けることは出来ぬ。何となれば總ての權利殊に人民の財産権が如何なる效力を有するかは、唯法律を以てのみ定め得べき所である。法律が財産権の效力を一定して居るに拘らず、命令を以てその效力を制限することは、命令を以て法律を變更するものであるからである。従つて法律に依り一定の效力を定められて居る權利を制限するのは、法律の特別の委任ある場合に限り、といふ。

此の説は謂はゞ法律萬能論である。法律に依らざれば何事をも爲し得ずとすると同時に、法律に依れば何事をも爲し得るとするものである。然し乍ら法律がその性質上、當然に、初から財産権の效力を限定することも、既存の財産権の效力を制限し又は無効にすることもできるものであるとするならば、それは公益の爲めの必要の有無に拘らず財産権を制限し得る筈である。然らば本條第二項は全く無用の冗言となるではないか。現に右の論者は、如何なる財産権も立法權に對しては不可侵權を對抗し得べきでないといふ原理に依つて、例へばモラトリウム法に依り或る期間債權の效力を停止し、河川法に依り河川の區域に編入せられた土地の所有權がその效力を失ふものとし、特別都市計畫法に依り土地區劃整理の爲宅地の一割までは無補償で減地し得るものとしてをること等の違憲でないことを説明してをる。然し乍ら特別都市計畫法に依る宅地の減地が本條第二項に基かずして當然に可能であるならば、都市計畫法に依る土地收用も亦同様なるべき筈ではあるまいか。然し後者が第二項に屬する最も典型的な場合であることは何人も疑を容れないところである。後者が公益の爲め必要なる處分であるならば、

前者も亦さうでなければなるまい。

加之若し右の説に於けるが如く立法は財産權の制限に就いても萬能であるとするならば、例へば所有權の效力に就いて使用、收益、處分の權能を極度に制限又は排除して、事實上共產制にすることも可能な筈である。一般には、本案を以て私有財産制度の原則を確立するものと爲してをるのであるが、右の説に従へば必ずしもさうでないことになる。それが「財産ノ安全ヲ貴重シ」とある聖旨を全うする所以であらうか？

○

多くの學者は本條を解して、公益の爲め必要なことと法律に依ることとを以て、所有權を侵し得る二つの要件と爲したものとしてをる。換言すれば、公益の爲めに必要ならざる限り法律を以てしても所有權を侵すことはできないのであつて、その點に於ては本條は立法權に對しても何等かの意味での制限を加へるものといふことになる。田畑教授や黒田教授はそのことを明言してをられる。然し是等の諸學者は、右の論理の限りに於て一致するだけであつて、實際の適用に於ては恐らく甚だしき相違を生ずる。何となれば、所謂所有權の限界並に本條の規定せんとする主旨に就ての所見が、それ〴〵に異なるからである。清水博士は民法第二百六條の、「所有者ハ法令ノ制限内ニ於テ自由ニ其所有物ノ使用、收益及處分ヲ爲ス權利ヲ有ス」といふ規定を援用して、所有權は法律命令の制限内に存在するものでありとし、従つて、法律のみならず命令を以て所有權を制限するも是唯所有權の範圍を定むるに止り、所有權を侵すものに非ずと解せられる。但し博士に於てはその命令は委任命令に限られ

(七)のに對して、野村氏も天野氏も、この場合委任命令に限る理由なきことを説き、前者は、警察命令その他苟も帝國憲法に依り認められ且つ法律其の他に違反せざるものなる以上は總ての命令を含むとし、後者は憲法第二十七條第二項の規定の結果自然に制限された法規命令、即ち處分命令を含まざるものとしてをられる。(九)天野氏の説も亦、此の最後のものと同主旨なるものの如くである。(10)(11)

所有權の限界が一般に命令を以て劃し得られるとする説は、結局さきに引用した上杉博士の説と似た結論に歸する。即ちそれは行政權に對して所有權の不可侵を保障する力が甚だ薄弱である。所有權の限界を定める命令は委任命令に限るとの説は、上述第二に紹介した法律萬能論と同様に、行政權に對しては強力な保障となるが、立法に對しては結局殆んど何等の制限ともなり得まい。何れにしても、法律又は命令を以て劃し得る限度を明確に示さない限り、法理論的には、所有權を極度に制限して共產制度に接近せしめることも違憲ではないといふことになるであらう。その制限が法律及び委任命令に依つてのみ爲され得るか、獨立命令に依つても爲され得るかといふ差違あるのみ。その孰れであるにしても、私有財産制度確立を目的としたと稱せられる本條の精神に副ふものとは思はれない。「財産ノ安全ヲ貴重」し給ふ聖旨に適ふとも思はれない。

これと全く同様の疑懼は佐々木博士の説に就ても生ずる。博士は、法律に依るも一般に所有權を侵すことを得ず、之を爲すことは臣民の權利の侵害なりとせられる一方に於て、臣民の權利を侵すとは、臣民が一般に所有權を認むる國家の制度の下に於て有する具體的の所有權を喪失せしめ又は其の行使を制限することなれば、所有權

なる一般制度其のものゝ存廢とは、全く別なりと説いてをられる⁽¹¹⁾。然し乍ら所有權なる一般制度其のものが廢止されるれば、個々具體の所有權が悉く剝奪せられる。そのことは、「法律を以てするも國家は公益の爲何時にても所有權を剝奪することを得と規定するを得ず」とせられる博士の説と權衡を失するものではないであらうか？
憲法第二十七條が私有財産制度の確立を意味するならば、所有權といふ一般制度そのものゝ廢止を禁ずるものと解すべきではあるまいか？

○
思ふに憲法第二章に規定せられた諸種の自由權の條項の中、第二十七條の解釋を特に困難ならしめてをる一つの理由は、他の場合に於ては、居住移轉の自由、身體の自由、信教の自由といふが如く既に法律以前に存する事實上の自由を憲法が保障することによつて始めて自由權を生ずるに對して、第二十七條の場合には、所有權といふものを豫定し、その不可侵を規定してをることに存する。一般に權利が法律の規定によつて生ずるものであること、所有權と雖も、自然法説に於て考へるが如く、天賦、神聖、絶對不可侵のものとして實定法以前に存在するものでないことは今更ら言を俟たないところである。上に引用した諸氏が所有權の限界は或は法律を以て、或は命令を以てしても自由に劃し得るものとせられるのはこの故である。然し乍ら所有權の限界が全く無制限に法律又は命令を以て劃せられるとするならば、私有財産制度の根柢を崩すことも憲法違反とはならないこととなる。治安維持法が私有財産制度否認の運動を罰するのは、本條の主旨に基くといふことが屢々唱へられてゐるが、若

し上の説の如くであるならば、兩者の間には關係ないといふことになるであらう。孰れにせよ所有權の一般的限界が法律又は命令を以て無制限に劃せられるとするならば、第二十七條の文言を、他の部分に於て如何に嚴密に解釋しようとも、それは所詮砂上の樓閣である。

それ故に第二十七條の所有權なるものを、實定法によつて自由に限界づけられるものと解しては、不都合を生ずる。さればとて自然法的な天賦の權とすることの不可なる所以も上に述べた通りである。然らば第二章の他の自由權のやうに單なる事實を保護する規定と解し得るか？ 本條に關する學者の説明の中には「所有の自由」といふ語が往々見受けられる。^(一四)それは所有といふ事實を保護するといふ意味に解されないでもない。然し嚴密に事實としての所有は、物理的に物を把持することに外ならないであらう。せいふ身に著ける以上に物を持つことはできないであらう。人が家屋を持ち、田畑山林を持つといふが如きは物理的には不可能である。是等の物を持つつといふのは既に法律的觀念である。その點が、居住移轉の自由や言論集會の自由の如く單なる事實を保護する規定と相違してをる。爰に於て此の所有權なるものゝ觀念を明確にすることが特に必要となり、そのことが第二十七條解釋の鍵となる。

○

右の點に關して市村博士の説は、傾聽に値する。博士は、權利が法の結果なることを認められるけれども、權利の内容迄も法律が定めるものとは説かず、所有權の内容は既に法律を俟たずして存在する、法は唯之を充實す

る力を附與するに過ぎずとせられる。博士に従へば、所有權は人が直接に物に對して行ふ支配である。従つてその性質上本來無制限のものである。故に特別の制限なき以上は凡ての想像し得べき又出來得べき支配は所有者が物に對して爲し得べきことを原則とする。憲法に所謂所有權とは此の完全なる支配の状態を指したるものである。^(一五)博士が、憲法に所謂所有權を以て、法以前に定まり居る所有權の内容を指すものとせられたことは、確に解釋に一步を進めたものではあるが、然し博士は、そのことから一貫した論理的歸結を導き出して來ることをせられなかつた。蓋し若し博士の説の如くであるならば、所有權の内容たる物の完全なる支配の状態は、公益の爲め必要な處分をする場合の外、法律を以てしても侵すべからざる筈である。然るに博士はさうは論結せず、單に命令を以て所有權を制限し得るとの説を論駁して、人が物に對する支配は法律に依るに非ざれば侵犯すること能はず、即ち所有權のことが立法事項であると主張するに止められた。思ふに法以前の所有權の内容に着眼せられたことは卓見であつたけれども、その内容が廣きに失したために、法律を以て之れを制限してをる事實と調和せず、そのことが出發點と結論との齟齬を招いたのでもあらうか。

○

憲法に所謂所有權を以て、實定法が自由に限界づけた範圍内のものとすする説、天賦絶對の物の支配權とする説、物の事實上の所有とすする説、何れも缺陷あることを免れないとするならば、残るところは唯一つ所謂定型説あるのみ。金森氏に従へば、憲法の所有權なる語は一般の意義に依り人が法に基き物に對して有する一般的の支配權



と解すべきである。憲法々典は所有權なる語に一定の意義の存することを前提とする。所有權に定型あることを豫想する。故にこの定型ある所有權をその儘存在せしめる場合を除くの外は常に所有權を侵すものと謂ふべきである。その法令に依り一般的にすると、處分に依り簡別的にすることは問ふところでない。^{一六}

右の金森氏の説は、上に引用した諸説中、比較的にも最妥當なものと私は信ずる。思ふに我れ々々は、所有權といふとき、一定の内容のものを觀念する。これは勿論自然法説に云ふが如き天賦の絶對無制限なものではないが、實定法によつて伸縮自在にその限界を劃し得られるものでもない。一定限度以上にその限界内に喰ひ込めば、假令それが法律を以てなされた制限である場合でも、我れ々々は之れを所有權の侵害と觀念する。例へば所有權につき、その處分權を剝奪し、收益權を極度に制限し、辛うじて使用權の一部分のみを剩すが如きは、たとへ法律に依つてなされようとも、誰れしも之れを所有權の侵害と考へるであらう。此の一定の限界を有つた所有權の觀念が即ち所有權の定型である。憲法第二十七條は此の所有權の定型を保護し、公益の爲め必要な處分でない限り、假令法律を以てしても、之れを侵害すべからざる旨の原則を掲げたものと解すべきであると私は信ずる。

○ 私に金森氏の定型説に負ふところ多いけれども、氏の説に悉く承服する譯ではない。所有權を以て物に對する一般的の支配權と爲すことは此の場合狭きに失すると思ふ。

憲法に所謂所有權が民法第二百六條の所有權の觀念に拘泥する必要なきことは、憲法が民法に先んじて制定せ

られたことだけを以てしても明かである。一般には所有權即ち財産權なりとする用語法がかなり廣く行はれてを。憲法編纂の任にあつた人々も恐らくはかやうな用語法に従つたものと推察せられる。我が憲法の編纂にあつて參酌せられたプロイセン憲法に於ける *Eigentum* の語が、廣く財産權を意味することも此の推測を助け。況んや憲法が「臣民ノ權利及財産ノ安全ヲ貴重」し給ふ聖旨に出で、廣く私有財産制度を保障することを精神とするに於てをや。それ故に所謂所有權は廣く財産權と解することが最もよく憲法の精神に合し、又合理的でもある。従つて前節に所有權の定型と述べたものは、正確に語を換へて云へば各種財産權の定型である。

○

各種の財産權の定型は、前に述べた如く我れ々々の觀念に於て存する。換言すれば財産權に關する社會通念である。故に之れを實定法の規定によつて明確にする必要がある。所謂所有權の限界を劃することである。此の限界は定型を破壊しない限度に於て劃されなければならぬ。之れを劃する實定法が、法律たることを要するか、命令を以て事足るかに就ては、憲法は明言してゐないけれども、公益の爲め必要な處分に法律を要することの均衡から考へて、又憲法第二章の自由權が一般に法律に依つてのみ規定せられるといふ原則に顧みて、この場合にも法律に依ることを要すると解すべきであらう。さもなくば財産權の限界を劃するといふ口實の下に、命令を以てその定型が破られ、本條全體の根柢が崩され、折角の第二項の保障も空文に歸する虞れを生ずるであらう。従つて民法第二百六條に所謂「法令ノ制限内ニ於テ」の「法令」は、法律又は之れと同等の效力を有する命令即ち委

任命令、緊急勅令等を指すものと解すべきであらう。

○ 憲法第二十七條第二項は、本來、所有權不可侵の例外として公用徵收を爲し得る根據を作るために設けられた規定であつたであらう。然し時勢の進化に應じてそれは恐らくは起草者が豫想したよりも遙に廣範な役割を勤めることゝなつた。

先づ爰に謂ふ「公益」が、社會事業、鐵道、水道、公園等世に所謂公益事業に限らないことは、例へば土地收用法(條二)が「公共ノ利益ト爲ルヘキ事業」として「土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル」ものゝ中に、「國防其ノ他軍事ニ關スル事業」「皇室陵墓ノ營建又ハ神社若ハ官公署ノ建設ニ關スル事業」等を擧げてゐることからも推測できる。即ち軍事その他一般に國家目的の爲めの必要は悉く公益の爲めの必要と解し得られる。例へば國家總動員法に於けるが如く「戰時ニ際シ國防目的達成ノ爲國ノ全力ヲ最モ有效ニ發揮セシムル様人的及物的資源ヲ統制運用スル」必要上、各種の財産權を收用又は制限することも「輸出入品等ニ關スル臨時措置ニ關スル法律」に於けるが如く、「國民經濟ノ運行ヲ確保スル爲」めに、鐵の使用を制限し、ステールファイバーの混用を命ずることも、凡て公益の爲め必要な處分と認め得られる。「處分」も亦、個々の具體的な行政處分のみならず、法令に依り一般的な收用又は制限を爲すこと悉くを含むと解すべきであらう。

各種財産權の定型といふのは、畢竟財産權の社會通念に外ならぬのであるから、各々の時代及び社會情勢に應じて變遷し、又各種の財産權夫々々に従つてその硬度を異にする。例へば純粹の所有權に就ては、その長き歴史と財産權の基本型態たる性質の故に、その定型は比較的明確且つ固定してをるから、その限界劃定には弾力性が乏しいが、近代に發達した特許權や著作權等は、その定型未だ充分に成熟固定せず、従つてその限界は實定法を以て比較的自由に劃することができる。

然し同じ所有權であつても、フランス革命の精神が支配してゐた時代には、その定型は絶對無制限に近いものであつたが、近時「權利は濫用を許さず」「所有權は義務を伴ふ、所有權の行使は同時に共同の福利の爲にすることを要す」等の思想の發達につれて、ある種の制限は、所有權の定型を破壊するものではなくて、寧ろ所有權それ自體の性質に基いてそれに内在する當然の限界を劃するものに外ならぬと觀念せられるやうになつた。

今や公益優先の聲が強く叫ばれてゐる。そして成程公益の爲め私有財産權を制限することは、廣い意味に於ては、財産權といふものゝ性質に内在する當然の限界を劃するものに外ならぬとも考へられる。^(一七)然し現實の社會通念に於ては、公益の爲め必要な制限を悉く財産權本來の性質に基く當然の限界とは觀念せず、特別の必要に依つて特に外から加へられた制限と考へられてゐるものが多い。かゝる制限は、所有權そのものゝ限界を劃するものとして當然には爲し得ず、特に第二十七條第二項に基いて初めて可能となる譯である。

具體的に觀て或る制限が財産權本來の性質に基く内在的限界を示すものであるか、又は特に公益の必要に依つ

て加へられた外來的制限であるかを、確言することは頗る困難な場合があるが、さきに述べたやうに財産權の公益的性質に關する理解が増進するに伴れて、從來第二項に依り特に外から加へられる制限と觀念せられてゐたものも、漸次財産權に當然な内在的限界に過ぎないと考へられるやうになるであらう。然る上は、第二項は漸次第一項に吸収せられ、遂には特に之れを明文として存置する必要すら感ぜられなくなるかも知れない。

一、上杉慎吉、新稿憲法述義、二九二—二九五頁。

二、上杉慎吉、帝國憲法逐條講義、八九頁。

三、同上書九一頁。

四、同上書九〇—九一頁。

五、吉見謹三郎氏（日本憲法論二三〇—二三一頁）は、本條第二項が第一項の例外規定であるとの説に反對してをられるが、その論旨は私には理解し難い。

六、田畑忍、帝國憲法條義、一七一頁。黒田覺、日本憲法論、三一九頁。

七、清水澄、逐條帝國憲法講義、二三七—二三八頁。

八、野村信孝、改訂憲法大綱、一七一頁。鈴木登氏（帝國憲法講義、九七頁）も同主旨と思はれる。

九、金崎賢、新論日本憲法講義、五四〇頁。

一〇、天野徳也、皇國憲法學、四一一頁。

一一、伊藤博文公修正憲法稿本の第二十七條の説明には、「所有權トハ法律又ハ規則ニ禁セサル所ノ限ハ各人或ル物件ヲ得有シ使用シ又ハ處分スルノ自由アルヲ謂フ所有權ノ釋義ハ民法ニ屬シテ憲法ニ屬セス故ニ憲法ハ單ニ所有權ノ侵スヘカラザ

ルノ主義ヲ掲クルヲ以テ足レリトス」とある。これ亦、上掲の諸説と主旨を同じくするものと思はれるが、その「規則」が何を意味するかは明かでない。帝國憲法義解には右の引用の部分を削除し、「所有權ハ國權ニ服屬シ法律ノ制限ヲ受ケサルヘカラス」と言つてゐる。

一二、佐々木惣一、日本憲法要論、二二七頁。

一三、例へば佐藤丑次郎、憲法（新法學全集）、二二二頁。

一四、例へば、副島義一、日本帝國憲法講話、三三六頁。佐藤氏前掲書一二二頁等。佐々木博士前掲書には、「所有の自由權」とある。

憲法

一五、市村光恵、改訂帝國憲法論、四一五―四一六頁。

一六、金森徳次郎、帝國憲法要綱、一四五―一五一頁。

一七、所有權の內在的制限の問題に就ては、牧野英一、民法の基本問題、第四卷、五一〇頁。同博士、法律に於ける倫理と技術、五六頁。末川博、所有權の制限（經濟學雜誌二卷二號四六頁以下）參照。

一八、我が國法は、凡て私權は公益に劣るとの一般原則をとつてゐるのでなく、私權の保護自體が一種の公益上の要求であり、従つて私權の保護といふ公益に優る別の公益の必要ある場合に限り、前者を制限するものであることは、云ふ迄もない。

（美濃部達吉、公用收用法原理、三七頁參照）。